

# JIS

## 家庭用学習机

JIS S 1061 : 2004

(JOIFA/JSA)

平成 16 年 9 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小川 昭二郎	お茶の水女子大学
(委員)	秋庭 悦子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	井村 五郎	千葉工業大学
	大熊 志津江	文化女子大学
	大津 徳明	社団法人日本住宅設備システム協会
	岡田 宏	社団法人繊維評価技術協議会
	長見 萬里野	財団法人日本消費者協会
	小熊 誠次	社団法人日本オフィス家具協会
	小林 哲郎	財団法人家電製品協会
	斎田 真也	独立行政法人産業技術総合研究所
	三枝 繁雄	財団法人製品安全協会
	佐野 真理子	主婦連合会
	杉本 辰巳	社団法人日本ガス石油機器工業会
	鈴木 啓二郎	株式会社西友 ロスプリベンション
	芝原 純	社団法人消費者関連専門家会議
	所村 利男	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	星川 安之	財団法人共用品推進機構
	村田 政光	財団法人日本文化用品安全試験所

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 50.9.1 改正：平成 16.9.20

官 報 公 示：平成 16.9.21

原 案 作 成 者：社団法人日本オフィス家具協会

(〒105-0004 東京都港区新橋 5 丁目 7-12 丸石新橋ビル TEL 03-3431-2633)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4 丁目 1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 標準課環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本オフィス家具協会 (JOIFA)／財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS S 1061** : 1998 は改正され、この規格に置き換えられる。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

**JIS S 1061** には、次に示す附属書がある。

**附属書 (参考)** 家庭用学習機の寸法

## 目 次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 定義	1
4. 種類	1
5. 寸法	1
6. 品質	1
6.1 外観	1
6.2 性能	2
7. 構造	3
8. 材料	3
9. 試験条件	4
10. 試験	4
10.1 安定性試験	4
10.2 静的強度試験	4
10.3 衝撃試験	5
10.4 耐久性試験	5
10.5 表面処理試験	5
10.6 絶縁抵抗・耐電圧試験	6
10.7 組込み照明器具試験	6
11. 検査	7
12. 表示	8
13. 取扱い上及び維持管理上の注意事項	8
附属書（参考）家庭用学習機の寸法	10
解 説	13

## 家庭用学習机

## Domestic furniture—Student desks

1. **適用範囲** この規格は、家庭用学習机（以下、机という。）について規定する。

**備考** ここでいう家庭用学習机とは、甲板（天板）、そで、脚、引出し、棚、照明器具、机面高調節装置などの幾つかの主要構成部材の組合せによって構成され作られるもので、家庭で主に小・中学生が学習などに用いるものをいう。組立式学習机も含む。

2. **引用規格** 付表 1 に示す規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

3. **定義** この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

a) **甲板（天板）** 主作業面及び補助作業面として用いる構成部材。

b) **そで（袖）** 主として収納又は脚を兼ねる収納ユニット部材。

c) **脚** 甲板（天板）、収納ユニット部などを支える棒状又は板状の部材。

d) **引出し** 収納を目的とする部材。

e) **棚** 収納を目的とする甲板（天板）上部にある板状の部材からなる構成部材。固定式及び調節式のものがある。

f) **机面高調節装置** 作業面として用いる甲板（天板）の高さを調節する部材。

4. **種類** 机の種類は、構造によって次に分類する。

a) **両そで机** 主に甲板（天板）部及び両側をそで部で構成する机。

b) **片そで机** 主に甲板（天板）部及び片側をそで部、片側を脚部で構成する机。

c) **わき机** 主に甲板（天板）部及びそで部で構成する机。

d) **平机** 主に甲板（天板）部及び両側を脚部で構成し、通常、甲板（天板）の下部に引出しをもつ机。

5. **寸法** 机の寸法は、受渡当事者間の協定による。

**参考** 机の寸法については、**附属書**を参照。

6. **品質**

6.1 **外観** 外観は、次による。

a) 外観の仕上げは良好で、きず、くるい、接合部分の外れなど著しい欠点がない。

b) 人体及び衣類の触れる部分には、鋭い突起、かど、ささくれなどがない。